

菊陽町プレミアム付振興券事業 対象店用マニュアル

菊陽町

令和4年7月20日

菊陽町プレミアム付振興券事業対象店用マニュアル

商品券、食事券での取引は、商品券、食事券を持参した人に券面記載の金額に相当する対象店での飲食や物販、サービスの提供に係る対価の支払いに利用できるものとしてします。

なお、食事券、商品券の取扱い等に当たっては、次のことを遵守してください。

商品券、食事券の利用について

1 商品券、食事券の利用期間

令和4年9月8日（木）から令和5年1月9日（月）まで

※ 利用期間を過ぎた場合は、商品券、食事券の利用を認めないでください。

2 対象店であることの表示

① 対象店であることが町民に分かりやすいように、事前に配布されたチラシを掲示してください。

② 上記①は、振興券の利用期間が終了するまで行ってください。

※ 対象店登録の認定を取り消された場合は、直ちに掲示をやめてください。

3 商品券、食事券の利用対象にならないもの

① 未登録の店舗において商品券、食事券を利用する場合

② 出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、電気等の公共料金等）

③ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

④ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ

⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業（ゲームセンター、パチンコ店等）に係る支払

⑦ その他商品券、食事券事業の目的に沿わない場合

4 取引にあたっての注意

① 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの対価の支払いに利用できます。

② 食事券は、対象店で提供される飲食の対価の支払いに利用できます。

③ 商品券、食事券の券面金額に満たない代金の支払に利用される場合は、釣銭を支払わないでください。

④ 代金の支払いに不足が生じる場合は、その不足分を現金等で受け取ってください。

⑤ 商品券、食事券の利用期間終了後（令和5年1月9日以降）は、商品券、食事券の利用を認めない（商品券、食事券を受け取らない）でください。

⑥ 受け取った商品券、食事券の裏面に受領日と店名を記入し、換金するまで厳重に保管してください。既に受領日や店名が記入されている商品券、食事券は、受け取りを拒否してください。

- ⑦ 商品券、食事券の盗難、紛失、滅失、偽造等に対して、発行者は責任を負わないこととします。
- ⑧ 商品券、食事券を取り扱う全ての従業員に、あらかじめ商品券、食事券の見本を確認させてください。
- ⑨ 支払いに利用される商品券、食事券について、受け取る際に色合いや質感などの形式的な確認を行ってください。
- ⑩ 形式的な確認により商品券、食事券が偽造されたことが明らかと認められる場合は、商品券、食事券の受取りを拒んだ上で、速やかに警察に通報してください。その後、役場商工振興課と菊陽町商工会に連絡してください。
- ⑪ 受け取った商品券、食事券は、受領日ごとに別紙1「菊陽町プレミアム付振興券收受簿」（以下「收受簿」という。）により店舗の管理用として、受取枚数を記録してください。
- ⑫ 商品券は、食事券の利用店舗としてのみ登録をされた店舗では、利用出来ません。
- ⑬ 食事券は、商品券の利用店舗としてのみ登録をされた店舗では、利用できません。

商品券、食事券の換金について

1 商品券、食事券の換金手順

- ① 保管している商品券、食事券の裏面に受領日と店名を記入していることを確認してください（記入していないものは換金できません）。
- ② 保管している商品券、食事券に破損・汚損等がないか確認してください。（「商品券、食事券名」「券面額」「管理番号」が目視で確認できないものは換金できません。）管理のために商品券、食事券に穴をあけないでください。
- ③ 收受簿を基に別紙2「換金請求書」を記入し、換金する商品券、食事券の枚数を確認してください。換金請求書を提出する際は、換金する商品券、食事券を併せてご提出ください。
- ④ 換金の請求先は菊陽町商工会とし、下表のとおり請求を行ってください。換金を請求する場合は、事前に菊陽町商工会宛てにメール又はFAXで、請求書の提出予定日、店名、請求金額、商品券、食事券の枚数を連絡してください。
※ 換金請求が集中する場合は、調整をお願いすることがあります。
- ⑤ 換金に係る振込手数料は、菊陽町商工会が負担します。
※ 振込手数料の節減のため、振込口座の指定について協力を求めることがあります。
- ⑥ 請求受付後、10日程度で口座に請求金額が振り込まれるので確認ください。

| 換金請求の締め日 | 振込予定日 |
|---------------|--------------|
| 令和4年9月15日(木) | 左記締め日から10日程度 |
| 令和4年9月30日(金) | |
| 令和4年10月17日(月) | |

| | |
|---------------|--|
| 令和4年10月31日(月) | |
| 令和4年11月15日(火) | |
| 令和4年11月30日(水) | |
| 令和4年12月15日(木) | |
| 令和4年12月28日(水) | |
| 令和5年1月11日(水) | |
| 令和5年1月20日(金) | |

※受付時間は、平日午前 9 時～午後 4 時です。

2 商品券、食事券の換金にあたっての注意事項

- ① 換金請求書に押印漏れがないようにしてください。
- ② 換金を請求した商品券、食事券が偽造又は変造されたものである場合は、換金できません。
- ③ 換金請求書と商品券、食事券の裏面の店名が異なる場合は、換金できません。
- ④ 換金の請求は、月 2 回とします。
 ※ 商品券、食事券の利用が少ない場合は、複数月分をまとめて請求していただくよう、協力をお願いします。
- ⑤ 換金請求の受付後、菊陽町商工会で商品券、食事券の枚数を確認し、換金請求書に記載された枚数と一致しない場合は、一度持ち込まれた商品券、食事券をお返ししますので、改めて確認の上、換金請求をやり直してください。

対象店登録の認定取消し

- ① 対象店の登録の要件に該当しなくなった場合や、「菊陽町プレミアム付振興券事業実施要領」に記載された対象店の責務を果たしていないと認められる場合は、対象店の登録を取り消すことがあります。
- ② 対象店の認定を取り消された場合は、その日以降、商品券、食事券の受取り及び換金は認められません。
- ③ 登録の取消しによる利益の逸失等については、町及び菊陽町商工会は一切補償しませんので、予めご承知おきください。

○問合せ先（平日 8：30～17：15）

菊陽町商工振興課 電話：096-232-2165

FAX：096-232-4923

菊陽町商工会 電話：096-232-2757

FAX：096-232-7480

Email：kikuyoushoko@gmail.com